

○学校法人武蔵野大学公益通報運営規程

(平成21年 4月 1日)

(目的)

第1条 この規程は、教職員からの組織的又は個人的な法令違反行為及び学院規則違反行為(以下「不正行為」という。)に関する相談又は通報に関する適正な運営方法等を定めることにより、不正行為の早期発見と是正を図り、もって、学院運営上のコンプライアンス強化に資することを目的とする。

(相談者及び通報者)

第2条 相談者及び通報者は、学院の教職員等(非専任・非常勤教職員、派遣教職員、退職者を含む。)及び学院の取引事業者とする。

(窓口)

第3条 相談窓口及び通報窓口(以下「窓口」という。)を設置する。

(調査チームの設置)

第4条 調査する内容によって、関連する部署のメンバーからなる調査チームを設置する。

(運営方法)

第5条 調査チームは、学内理事者会の監督、指導のもとに、次の各号の業務を行う。

(1) 不正行為の事実の調査、確認

(2) 対応策(通報者の保護を含む)

(3) 被通報者(その者が不正を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。)等の処分案の策定

(4) 是正・再発防止策の提案

(5) 前各号に関する学内理事者会への報告

2 調査チームの庶務は、総務課長が行うこととする。

(協力義務)

第6条 各部署は、通報された内容の事実関係の調査に際して協力を求められた場合には、調査チームに協力しなければならない。

(是正措置)

第7条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、学院は速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

(処分)

第8条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、学院は当該行為に関与した者に対し、就業規則に従って処分を課すことができる。

(通報者等の保護)

第9条 学院は、通報者等が相談又は通報したことを理由として、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行ってはならない。

2 学院は、通報者等が相談又は通報したことを理由として、通報者等の職場環境が悪化することのないように、適切な措置をとらなければならない。また、通報者等に対して不利益な取り扱いや嫌がらせ等を行った者(通報者の上司、同僚等を含む。)がいた場合には、就業規則に従って処分を課すことができる。

(個人情報保護)

第10条 学院及びこの規程に定める業務に携わる者は、通報された内容及び調査で得られた個人情報を開示してはならない。学院は、正当な理由なく個人情報を開示した者に対し、就業規則に従って、処分を課すことができる。

(通知)

第11条 学院は、通報者に対して、調査結果及び是正結果について、被通報者のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。

(不正の目的)

第12条 通報者等は、虚偽の通報や他人を誹謗中傷する通報、その他の不正の目的の通

報を行ってはならない。学院は、そのような通報をおこなった者に対し、就業規則に従って、処分を課することができる。

(相談又は通報を受けた者の責務)

第13条 窓口担当者に限らず、相談又は通報を受けた者（通報者等の管理者、同僚等を含む。）は、誠実に対応するよう努めなければならない。

(外部通報の取り扱い)

第14条 外部通報に基づき、学院に連絡があった場合の取り扱いは、これまでの規定を準用し、対応するものとする。

(教育及び広報活動)

第15条 学院は、第1条に規定した目的を遂行するために、公益通報制度の運営のみならず、教職員を対象にコンプライアンス教育を実施し、併せて、学院内外にコンプライアンス重視の姿勢を明らかにするよう努めなければならない。

(運営要領)

第16条 窓口及び事務担当の業務内容を規定する運営要領は、学内理事会会の議を経て、学院長が別に定める。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成21年4月1日からこれを施行する。